

新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、広く県民に望ましい食生活を働きかけるため、民間団体が地方自治体と連携・協働して行う、食生活改善のための効果的な取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2 この補助金の対象となる民間団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 目的、組織、代表者など団体の運営に必要な事項について定めがあり、かつ新潟県内に活動拠点を有し、非営利で活動している民間団体であること。
- (2) 新潟県民の健康課題を把握・理解した上で、課題解決に向けた食生活改善に係る提案等を的確に情報発信できると認められる団体であること。
- (3) 原則として、食生活改善の普及啓発等に関して1年以上の活動実績を有すること。
(ただし、新潟県知事が認めた場合はこの限りではない)

2 次のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 宗教、政治、選挙を目的に活動する団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的に活動する団体
- (3) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (5) 役員等（役員、支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者が暴力団員である者）
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (7) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (8) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (9) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付基準)

第3 この補助金の上限額、対象経費及び事業内容は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) この補助金により取得し、または効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。

(7) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、1部を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6 第4の(1)の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7 第4の(1)に規定する軽微な変更は、総事業費の2割を超えない増減とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8 第4の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9 第4の(3)の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式による事故報告書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、交付申請を取り下げようとする場合は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して30日以内に知事に取下げの申請をしなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(概算払)

第11 知事は、必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第5号様式による概算払請

求書を知事に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告書)

第12 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(消費税仕入控除税額報告)

第13 第4の(6)の規定により知事に報告する場合は、別記第7号様式による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出しなければならない。

(雑則)

第14 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

1 上限額	2 対象経費	3 事業内容
1 団体につき 200 千円 (補助率は10分の10以内とする。)	報償費、旅費、需要費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	健康寿命の延伸に向けた食生活改善に係る講演会や研修会の開催等による働きかけ

別記第1号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度新潟県食生活改善活動促進事業補助金
交付申請書の提出について

年度において下記のとおり事業を実施したいので、新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱第5の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 団体概要 (別紙1)
- 3 事業計画書 (別紙2)
- 4 所要額調 (別紙3)
- 5 所要額内訳書 (別紙4)
- 6 事業実施スケジュール (別紙5)
- 7 事業完了予定年月日 年 月 日
- 8 添付書類
 - (1) 定款又は会則等
 - (2) 年度歳入歳出予算(見込)抄本
 - (3) 経費の積算根拠となる書類の写し
 - (4) その他参考となる資料

別紙 1 (別記第 1 号様式)

団体概要

団体名 (法人の種類)		代表者名	
		担当者	氏名 TEL FAX e-mail
住所	〒 ー		
代表電話番号			
法人設立年月日 〔任意団体設立〕	昭和・平成 年 月 日 〔昭和・平成 年 月 日〕		
概要			
活動内容			

別紙2 (別記第1号様式)

事業計画書

団体名	代表者名

事業名	
事業実施目的	
事業内容	
準備状況及び実施体制	
事業を実施することにより期待される効果	
提出予定の成果物	

- (注) 1 補助対象事業のみを記入すること。
2 事業内容等欄には、事業の目的、実施対象者及びその規模、事業内容等できる限り具体的に記入すること。
3 参考資料があれば適宜添付すること。

別紙3 (別記第1号様式)

所要額調

総事業費 A	寄付金その他 収入予定額 B	差引事業費 (A－B) C	対象経費の支出 予定額 D	基準額 E	選定額 (DとEの 少ない方) F	県費補助 基本額 (CとFの 少ない方) G	県費補助 所要額 (千円未満 切り捨て) H
円	円	円	円	円	円	円	円

(記入要領)

- 1 A欄には、総事業費を記入すること。
- 2 B欄には、補助対象事業に係る寄付金、事業収入、その他の収入を全て記入すること。
- 3 C欄には、差引事業費の額を記入すること。
- 4 D欄には、補助対象経費の総額を記入すること。
- 5 E欄には、知事が認めた額を記入すること。
- 6 F欄には、D欄又はE欄のいずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 G欄には、C欄又はF欄のいずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 H欄には、補助所要額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を記入すること。

(注) 要綱第6の規定による変更の承認申請書に添付するときは、変更前の額を()書きで併記すること。

別紙4 (別記第1号様式)

所要額内訳書

団体名

(1) 支出

経費区分	支出額 (円)	積算内訳
合計	円	

(2) 収入

経費区分	支出額 (円)	積算内訳
合計	円	

事業実施スケジュール

実施時期・期間	実施内容

別記第2号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度新潟県食生活改善活動促進事業補助金
変更承認申請書の提出について

年 月 日付け健第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱第6の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|----------------|---|
| 1 | 変更申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減(△)額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更の理由 | | |
| 5 | 変更事業計画書 | (別紙2) | |
| 6 | 所要額調 | (別紙3) | |
| 7 | 所要額内訳書 | (別紙4) | |
| 8 | 事業実施スケジュール | (別紙5) | |
| 9 | 添付書類 | 年度歳入歳出予算(見込)抄本 | |

- (注) 1 別紙については、別記第1号様式に準じて作成すること。
2 変更事項ごとに変更計画を記載し(当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する)、その上段に変更に係る部分の当初計画を()書きで記載すること。
3 補助金の追加交付を必要としない場合は、上記1~3を削除すること。

別記第3号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度新潟県食生活改善活動促進事業補助金
中止（廃止）承認申請書の提出について

年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱第8の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の年月日
- 3 その他

別記第1様式に準じ、事業中止（廃止）までの間の事業実施（見込）を記載した書類を添付すること。

（注）中止の場合においては、中止期間を記入すること。

別記第4号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度新潟県食生活改善活動促進事業補助金
遅延報告書の提出について

年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事故があったので、新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱第9の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

別記第5号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度新潟県食生活改善活動促進事業補助金
概算払請求書の提出について

年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱第11の規定により、下記のとおり概算払で交付されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 理由 | | |

別記第 6 号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度新潟県食生活改善活動促進事業補助金
実績報告書の提出について

年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第 12 条及び新潟県食生活改善活動促進事業補助金交付要綱第 12 の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 積算額 金 円
- 2 事業報告書 (別紙 2)
- 3 精算額調 (別紙 3)
- 4 添付書類 年度歳入歳出予算 (見込) 抄本
- 5 事業完了年月日 年 月 日

(注) 別紙については、別記第 1 号様式に準じて作成すること。

別記第 7 号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者 職 氏名

年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書の提出について

年 月 日付け健第 号で交付決定のあった新潟県食生活改善活動促進事業
補助金交付要綱第 13 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号）第 13 条に基づく額の確定額
又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額（要補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類（2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等）